

# 株式会社ストリックスデザイン 行動規範

ページ

序章 行動方針	2
第1章 「高品質」な製品供給	2
1.1 製品・サービスの品質・安全性の維持向上	2
1.2 ストリックスデザインブランドの構築	3
第2章 「公正・透明」な事業活動	3
2.1 営業活動	3
2.2 開発 MD による倫理的調達	4
2.3 輸出入関連法令の順守	5
第3章 個人情報・情報セキュリティの順守	5
3.1 情報の管理と利用	5
3.2 内部情報の利用	7
第4章 経営基盤	7
4.1 会社資産の管理と運用	7
第5章 明るい職場の整備	8
5.1 人権の尊重	8
5.2 労働における基本的権利の尊重	9
5.3 差別の撤廃	9
5.4 ルールの徹底	10
第6章 環境の保全	10
6.1 環境経営の推進 (YUWA STANDARD)	10
第7章 社会貢献	11
7.1 利害関係者との関係	11
7.2 社会への貢献	12
第8章 地域社会との関係	12
8.1 反社会勢力との決別	12
8.2 贈物・接待について	12
8.3 各国・各地域の文化の尊重と法令順守	13

## 序章 行動方針

株式会社ストリックスデザインは、企業活動を行うにあたって律すべき指針としてこの『株式会社ストリックスデザイン行動規範』を制定し、法令順守・企業倫理に根ざした事業活動を行う事を、全ての社員に徹底してまいります。これは、経営トップがリーダーとしてその任に当たります。

## 第1章 「高品質」な製品供給

### 1.1 製品・サービスの品質・安全性の維持向上

1. 消費者ニーズを正確に掴み、自社基準に照らした品質・安全性の維持向上を最重点項目として認識し製品・サービスの供給を行う事によりその品質を保証します。さらに、お客さまに安心してお取引していただくために業務に関わる全ての法令などの基準を守り製品事故発生ゼロを目標に安全確保に努めます。
2. お客様からのお申し出やクレームに対しては商品の欠陥の有無に関わらず誠意をもって迅速に対応します。商品の欠陥が発見された際は、迅速にその原因を究明し、徹底した再発防止を実施します。
3. 品質マネジメントシステム（YUWA STANDARD）に基づいた品質管理を実施する事により、製品やサービスに起因する製造物責任問題が生じないよう製

品安全に万全を期すとともに、優れた機能・性能と高い信頼性を確保するよう努めます。

## 1.2 ストリックデザインブランドの構築

1. ストリックデザインブランドの価値を高め、広く社会に認知をしてもらう  
為の行動をとる事により、ブランドが重要な経営資源となるよう努力します。

## 第2章 「公正・透明」な事業活動

### 2.1 営業活動

1. お客様に信頼され満足していただける営業活動を行う為、お客様視点に立脚しニーズを的確に把握し、最適な商品提案や情報サービスを提供します。
2. 国内外の関連法令を順守することに加え、正しい企業倫理に基づいた行動、公正、透明、自由な競争を基本として、社会の一員として適切に活動します。
3. お取引先様と適正な関係を築き、不当に異なる条件で取引を強要することや納入した商品の販売価格について不公正な取引は行いません。
4. 営業活動において法令ならびに社内諸規定などを順守し、不当表現を排除するとともに、社会的道義および公序良俗に従い、公正かつ適切な表示・表現をします。

## 2.2 開発 MD による倫理的調達

1. 商品仕入れ先様との信頼関係の構築と相互理解の維持向上に努める事により良質なパートナーシップを構築します。
2. グローバルな視点から、最適な商品仕入れ先の開拓と競争の維持に努めます。  
また、職務を遂行する過程で製品開発者の使命に反すると判断される状況に直面した場合には、公衆の安全、健康および福祉を最優先します。
3. 事業活動に関わらず、他者および他国・他地域の文化、宗教、慣習、制度および価値観の多様性を尊重いたします。
4. サプライヤーの選定は、品質マネジメントシステム（YUWA STANDARD）に基づき、品質・信頼性・納期・価格、および安定した経営・十分な開発力などを評価し決定を行います。これ以外に、社会的責任を測る尺度として、法令の遵守、公正な情報開示、人権の尊重、差別の撤廃、児童労働および強制労働の排除、環境保全、社会貢献、利害関係者との社会的責任意識の共有などを十分に評価した上で、適正かつ公正に行います。
5. 商品仕入れ先に関して、サプライヤーより個人的な贈物や接待は受けません。
6. すべてのサプライヤーに対し公平・公正に対応します。また、社内ルールに従い機密情報、個人情報などの機密保持に努めます。しかし、それらの情報のな

かに、公衆・社会および環境に重大な影響を及ぼすおそれがある情報が含まれている場合は、適時適切に情報を開示するよう努めます。

7. 社内外の知的財産を十分に尊重します。

## 2.3 輸出入関連法令の順守

1. 製品の輸出をはじめ、あらゆる貨物の輸出および技術を輸出する場合には、輸出関連法令を順守します。
2. 輸入をする場合には、輸入関連法令を順守します。

## 第3章 個人情報・情報セキュリティの順守

### 3.1 情報の管理と利用

1. 社会的責任（CSR）の一環として、情報セキュリティ管理に関する基本方針を定め、保有している情報資産の保護に努めてまいります。
2. 情報セキュリティを確保する為に常に危機意識を持って関連法令や社内ルールを順守します。
3. 『情報セキュリティ管理基本方針』に従い情報資産を保護します。
4. 『物理的情報セキュリティ管理』及び『技術的情報セキュリティ管理』の社内ルールに従い、適切に管理します。

5. 情報の取得、管理、共有、開示、保存、利用、廃棄という機密情報のライフサイクルに関する全プロセスを適切に管理し、情報の漏えい・不正利用による事故防止のために機密情報の保全、情報機器の適正利用を実施します。
6. 社内外の機密情報について、その権利を十分に尊重します。他者から開示を受けた機密情報も自社の機密情報も、その漏えいにより、他者や自社に損害の発生や、契約違反や法令違反とならないように、本行動規範や関連規則を厳守して適切な管理・取り扱いを行います。
7. 自社の機密情報を他者に開示する場合には所定の手続の上適切な機密保全措置を講じてから開示します。また、他者が権利を有する機密情報を、自社の業務上取得する必要がある場合は、公正かつ適切な契約を経て入手することとし、決して不正な手段によっては取得しません。さらに、他者の機密情報を取得した場合は、契約厳守で管理するとともに、契約終了後も必要な措置を講じます。
8. 『個人情報に関する基本方針』に準じて自社保有する個人情報の価値と重要性を良く理解し、適正で普遍的な情報資産の保護に努めます。
9. 文書や電子ファイルなどの記録や情報は適切に整理、保管し、処理の終了した文書や電子ファイルは適切に保存し、保存期間が過ぎたものについては適切に破棄します。

## 3.2 内部情報の利用

1. 『情報セキュリティ管理基本方針』に基づき、会社情報の漏えい防止に常に注意を払い、社内外・取引先（子会社、関連会社、出資先、契約関係にある会社、契約交渉中の会社など）、お客さまなど全ての利害関係者に関する重要情報を第三者に口外しません。

## 第4章 経営基盤

### 4.1 会社資産の管理と運用

1. 知的財産を適切に保護して有効活用に努めます。自社の職務に関連して創作した知的財産権は、関連法令の範囲内ですべて自社に帰属することを認識し、自社の権利を適切に保護し活用するために関連する会社規則や会社の指示に従います。
2. 他者の知的財産を十分に尊重します。厳重な調査の上他者の知的財産権の権利侵害を未然に防止し、新製品・新技術の研究・開発・販売などにおいて、他者の知的財産権に対し、疑義がある場合には早急な対策を施します。

3. インターネットの利用やソフトウェアの使用に関して、他者の著作権の侵害や、使用許諾契約に違反してソフトウェアを複製したりインストールしたり使用したりしません。
4. 有形資産（土地・建物・施設・製品・事務機器・現預金・有価証券など）を事業活動のために活用し、不正使用や紛失・盗難などを防止に努めます。また、不正使用や私的利用などにより、その価値を毀損する行為は行いません。
5. 全ての事業活動が、会社の最善の選択となるようにするとともに、会社の利益と相反する取引関係を、調達先、お客さま、競合他社との間で持ちません。
6. 公正な会計処理と適正な情報記録および報告を行います。また、研究報告書、各種検査データ、業績報告書類なども、事実に基づく情報を正確かつ明瞭に記録、報告します。

## 第5章 明るい職場の整備

### 5.1 人権の尊重

1. 人として有する基本的な人権を尊重致します。関連の国際規範を順守し、人権を妨害もしくは阻害するような行動に関与しないよう配慮します。
2. 雇用・賃金などの労働条件などに関し、関係する労働法令を順守します。



3. 従業員一人ひとりの個人情報およびプライバシーの保護に関して厳正に管理します。また、人権を侵害するセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどは絶対に行いません。
4. 職場での安全と健康を守ることは全てに優先するという考え方を尊重します。
5. 従業員一人ひとりが、働きがい・やりがいを持って働くことができる職場づくりに努めていきます。

## 5.2 労働における基本的権利の尊重

1. 企業の社会的責任（CSR）を基準とした雇用を推進します。従業員の雇用にあたっては、各国・各地域の法令に準拠して実施します。就業の最低年齢に満たない児童に対する児童労働や不当な労働は強要しません。
2. 企業の社会的責任（CSR）を基準とした調達を推進し、児童労働・強制労働を行っている企業からの調達は行いません。
3. 従業員の基本的な権利を尊重し、経営幹部と従業員の真正かつ建設的な話し合いを行う事によりお互いの問題をよりよく理解し共同で課題解決に努めます。

## 5.3 差別の撤廃

1. 従業員の採用や全ての事業活動において、人格と個性を尊重し、性別、年齢、国籍、人種、民族、思想、信条、宗教、社会的身分、門地、疾病、障がいなどによる差別や個人の尊厳を傷つける行為を行いません。

#### 5.4 ルールの徹底

1. 業務遂行上必要とされる関係法令、社内規則に関する知識の付与に努めます。  
また、従業員に対し関係法令・社内規則に関する教育などを実施します。必要に応じて社内規則を改定し、それを従業員に周知します。
2. 関係法令・社内規則に違反している場合は、直ちに所属上長あるいは関係部署に報告・相談し、それを是正するために必要な措置を講じます。また、他の者の行為が、関係法令・社内規則に対し適正でないことに気付いた場合も、同様に直ちに所属上長あるいは関係部署に報告・相談します。
3. 従業員が関係法令などに違反する行為をした場合は、就業規則に照らし厳正な処分を行います。

## 第6章 環境の保全

### 6.1 環境経営の推進 (YUWA STANDARD)

1. 環境に配慮した事業活動を行い、製品の素材の調達から生産、流通、使用、適正処理に至る商品のライフサイクルにおける環境負荷低減をめざしたモノづくりを行います。
2. 環境保全に関わる法令、自主基準を順守し、事業運営と業務遂行に努めます。
3. 地球温暖化の防止、資源の循環的な利用、生態系の保全に配慮した製品・サービスを積極的に開発します。
4. オフィスなどにおける、地球温暖化の防止、資源の循環的な利用、生態系の保全に積極的に取り組みます。また、サプライヤーとの情報共有を行う事により環境保全文化の啓蒙を行います。
5. 環境問題の可能性を評価し、発生の防止に努めるとともに、環境問題が発生した場合に環境負荷を最小化するよう適切な処置を迅速に講じます。

## 第7章 社会貢献

### 7.1 利害関係者との関係

1. 全ての利害関係者とともに持続可能な社会を共に創るため、事業活動に関する情報開示と対話を実施します。

2. 事業活動を行う上で、社会が必要としている情報について全ての利害関係者との対話を大切にし、多様な意見やネガティブ情報にも耳を傾け、誠意をもって主体的に対応するなど、社会との双方向のコミュニケーションを促進します。
3. 発生した危機に対し誠実な対応を行い、ネガティブ情報についても、適時適切に情報開示を行います。

## 7.2 社会への貢献

1. 企業が持てる資源を効果的に活用し、より良い社会の実現のため、人材育成を中心に社会貢献活動を行います。また、社会貢献活動の実施により、尊敬され信頼される未来型企業をめざします。

## 第8章 地域社会との関係

### 8.1 反社会的勢力との決別

1. 暴力団などの反社会的勢力とは一切の関係を持たず、決して反社会的取引を行いません。また断固とした態度で対応し、あらゆる不当要求を拒否します。
2. 取引の自己検証により反社会的取引を防止します。

### 8.2 贈物・接待などについて

1. 従業員はその家族も含め、お取引先様やサプライヤーに対し金銭や贈物、接待などを要求しません。
2. 従業員はその家族も含め、お取引先様やサプライヤーに対し過剰な金銭や贈物、接待などを行いません。
3. お取引先様や商品仕入れ先様から接待の申し出があった場合は、上長に報告・相談し、内容が常識を超えた華美または高額な内容と思われる場合はその場で辞退します。
4. 政治・行政との健全で正しい関係を築きます。とくに、公務員に対して倫理的な観点から節度を持って対応を行います。

### 8.3 各国・各地域の文化の尊重と法令順守

1. 事業活動を様々な地域や国で行う上で、各国・各地域の文化、慣習などを尊重し、それぞれの国や地域に適用される関係法令などを順守し、公明正大な行動に努めます。また、それぞれの国や地域の持続的発展、経済的、社会的、環境的な進歩に貢献します。各国・各地域の法またはその施行が国際行動規範と対立する国・地域においては、国際行動規範を最大限尊重するよう努力します。

2. 各国・各地域での不正な商取引や、それへの関与を行いません。また、犯罪組織との関わりを持ちません。マネーロンダリング（犯罪などで得た不正資金の浄化）を規制する各国・各地域の法令を順守します。

**株式会社ストリックスデザイン**

**コンプライアンス委員会**

**制定 2017 年 1 月 20 日**

文書管理 No.YQC08-01J